

平成30年第1回豊頃町議会定例会会議録（第3号）

平成30年3月13日（火曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	陳情第1号	地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定を求める陳情（陳情審査報告）
日程第 3	陳情第2号	高レベル放射性廃棄物の最終処分場の受け入れを拒否する決議を求める陳情（陳情審査報告）
日程第 4		一般質問
日程第 5	発議第1号	豊頃町議会委員会条例の一部改正
日程第 6	発議第2号	高レベル放射性廃棄物の最終処分場の受け入れを拒否する決議
日程第 7	意見書案第1号	地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書
日程第 8		議員の派遣
日程第 9		委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出（議会運営委員会及び各常任委員会）
日程第 10		会期中の閉会

◎出席議員（8名）

1番 中村純也君	2番 小笠原茂人君
3番 坂口尚示君	4番 相澤昌幸君
5番 岩井明君	6番 欠員
7番 大崎英樹君	8番 大谷友則君
9番 藤田博規君	

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	宮口孝君
副町長	菅原裕一君

教 育 長	山 本 芳 博 君
農 業 委 員 会 長	井 下 睦 男 君
代 表 監 査 委 員	山 口 浩 司 君
総 務 課 長	富 田 秀 樹 君
企 画 課 長	岩 城 光 洋 君
住 民 課 長	二 村 比 呂 志 君
福 祉 課 長	山 田 良 則 君
産 業 課 長	神 義 宏 君
施 設 課 参 事	越 谷 光 裕 君
会 計 管 理 者	佐 藤 孝 夫 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	渡 辺 良 英 君
教 育 委 員 会 教 育 課 長	佐 藤 則 仁 君
子 育 て 支 援 所 長	廣 澤 行 位 君
消 防 署 長	下 重 博 光 君

◎職務のために議場に参加した者の職氏名

事 務 局 長	中 川 直 幸 君
庶 務 係 長	沢 崎 真 司 君

午前10時00分 開議

◎ 開議宣告

- 藤田議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

- 藤田議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番坂口尚示議員及び4番相澤昌幸議員を指名します。

◎ 陳情第1号

- 藤田議長 日程第2 陳情第1号地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定を求める陳情の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

中村総務文教常任委員長。

- 中村総務文教常任委員長 陳情審査報告書。
本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。陳情第1号。

2、付託年月日。平成30年3月6日。

3、件名。地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定を求める陳情。

4、審査の結果。採択すべきものと決定。

5、委員会の意見。臨時・非常勤職員の多くは恒常的業務に携わり、地方行政の重要な担い手でもある。このため、今回の制度変更についての周知徹底や実態調査・実態把握、さらには新たな一般職非常勤職員制度によって必要となる財源を地方財政計画に反映させるよう求めることは、これら職員の待遇改善、雇用安定にも繋がり、改正法施行後も本町で生活し続けるために重要であり、ひいては本町の活性化を図るうえからも必要であることから願意妥当とするものである。

以上。

- 藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第1号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎ 陳情第2号

●藤田議長 日程第3 陳情第2号高レベル放射性廃棄物の最終処分場の受け入れを拒否する決議を求める陳情の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

中村総務文教常任委員長。

●中村総務文教常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。陳情第2号。

2、付託年月日。平成30年3月6日。

3、件名。高レベル放射性廃棄物の最終処分場の受け入れを拒否する決議を求める陳情。

4、審査の結果。採択すべきものと決定。

5、委員会の意見。平成29年12月19日に政府の地震調査委員会が、北海道東部の十勝沖でマグニチュード9クラスの超巨大地震が今後30年以内に7%から40%の確率で発生すると公表したことからも、高レベル放射性廃棄物の最終処分場最適地とされた本町において、10万年間の監視が必要とされる核廃棄物を安全に保管できるとは思われない。このため、第一次産業を基幹とする本町にあっては、将来にわたって安心・安全を確保することは地域の発展を図るうえからも必要であることから願意妥当とするものである。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第2号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎ 一般質問

●藤田議長 日程第4 一般質問を行います。

1項目ごとに発言を許します。

通告順番1、5番岩井明議員。

●5番岩井議員 私は、介護職員の不足等についてお伺いいたします。

介護職員等の不足は、全国的な問題となっております。日本医療連、全日本民主医療機関連合会、この2016年の介護施設実態調査・現場実態によりますと、介護施設の夜勤の実態は二交代制勤務が9割を占めていると、このような調査結果も出ております。病院等での看護師確保法では、夜勤回数に制限がありまして、三交代勤務で月8回以内、二交代勤務では4回以内となっておりますが、介護施設は病院と違いまして夜勤回数にこの制限がなく、人員確保難も相まってはるかに多くなっていると、このように伺っているところです。さらに勤務形態も平均のシフト数が5.2通りで、多い施設では十数通りあるとも言われております。

これらの問題点を考慮いたしますと、介護施設で働く労働者は長時間、また過密労働で疲弊し、家庭生活にも大きな負担がかかり、社会生活もままならない状況等が考えられます。よって、介護職員の不足は労働者の負担増や介護サービスの質の低下等の問題も懸念され、介護職員の養成・確保が喫緊の課題であると考えます。

そこで、次の4点についてお伺いいたします。

まず1点目は、本町において介護事業所による介護職員の現状について、お伺いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 ただいまの介護職員のことについて、答弁をさせていただきます。

本町における介護職員を必要とする事業所につきましては、御案内のとおり豊頃愛生協会が運営しております特別養護老人ホームとよころ荘、さらには地域密着型介護老人福祉施設はるにれT o y o k o r o、デイサービスセンターとよころ苑であります。また、丸信産業が運営するグループホーム光の家族、さらには社会福祉協議会が運営するホームヘルプセンターなどが事業所として現在やっております。

各事業所とも介護職員等につきましては、法律の定める基準に合った人員を確保されているというふうに承知しております。事業所によりましては基準ぎりぎり内の人員配置で介護職員一人一人が過重に仕事にならないように懸念していることから、さらに補助員を含め多くの人員を求めている現状でございます。町としてもできる限りの支援をしてきたところでございます。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 今、適正な人数が確保されていると、補助員ともというふうにお伺いしたのですけれども、やはり補助員とかそういう形ではなくて、実質きちっとした対応をされるべきだというふうに考えますし、上の特養では私の聞いたところでは空き居室があるにもかかわらず、介護員不足から待機者が入居できないというふうにも伺っておりますけれども、そういうような事実はないのでしょうか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 現在、上のとよころ荘におきましては、介護職員が16名。そのうち介護福祉士の資格を有している者が6名現在おります。また上の施設の関連性ではるにれT o y o k o r oにつきましては介護職員が16名。うち8名が有資格者でございます。現在私ども受けている範囲では、大変苦労はしておりますけれども、この範囲内で現在実施しております、ある程度基準に基づいた中で運営しているというふうに伺っております。

ただいまの質問でありますけれども、入る部屋がありながら介護する人がいなくて、なかなか入れる態勢にはなっていないという報告は聞いておりませんので、この点につきましても十分担当課のほうから調査をして、できるだけそういった対象者に不便を喫しないような対応をとっていきたいというふうに考えております。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 この期間の間、介護職員の夜勤のシフトが間隔が短くなっているというふうにも伺っておりますけれども、そういう実態もないというふうに御判断してよろしいのでしょうか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 現実的な問題として、私ども担当職員が一々確認することは、なかなか一つの法人でありますので、調査権、違法的な行為があればそういった形で入ることもできますけれども、通常はやはり聞き取りの形で内容を把握しております。今後、今御指摘のとおり、そういう事案がありましたら、ある程度行政的な指導もしなければならぬというふうに考えているところでございます。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 介護職員の夜勤等のそういうシフト制などにつきましては、こことは関係ないといえども把握できると思うのです。ですからそういう状況をしっかり把握して今後もやっていただきたいというふうに、まず申し添えておきたいと思いません。

それで次に移りますけれども、不足する介護職員の養成、また確保に対する町としての対策と、これは特養の支援等の介護職員の待遇改善だとか、それから町民との交流を生みやすい住宅環境、また、新入時とも新しく介護職員となられた方の、学びやすい人間関係状況と、また介護等の教育を受けても現場での経験を積むのには非常に学びやすい環境が必要だと、そういうことからこの対応等についてお伺いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 先ほども申し上げましたとおり、あくまでも法人格で、その施設には理事もいらっしゃいますし、それなりの所長、理事長もごございますので、単なるそういう形の中で一々行政が入り込んで指導するということは、これは越権行為に等しいのではないかとこのように私は考えております。また、今なかなか介護士にならない原因の一つには資格云々よりも、どうしても個人的な生活を大切にするために、まちにはある程度対応できるけれども地方には難しいのも現状でございます。

したがって、できるだけ先ほど言いました無理した時間帯、長時間な時間帯等の勤務についてはできるだけ避ける、しないようにするようなことについては行政的な指導はできるかというふうに思っておりますが、どこの職場もそうですけれども、ああいった介護は大変な厳しい介護、非常に介護する人も疲れる仕事だというふうに記憶しております。ということは、やはり自分の時間になれば大きなまちから通いたい、大きなまちに戻って自分の余暇の時間を楽しみたいというのが今の世代ではないかというふうに思っております。

これからも今御指摘のあったような方については、担当者同士で十分協議しながら、できるだけ不便の喫しない努力をするように心がけていきたいというふうに思っております。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 次、3項目めの質問に移らせていただきますけれども、2017年度、平成29年度から介護福祉士国家試験の実務経験、3年以上の介護等の業務に従事した方に加えて、実務者研修等の受講が義務化されております。このことから、本町の介護事業所における実務者研修への受講希望者の支援体制についてお伺いいたします。

法人化されているということで、町が関係ないと言われればそういう形になるのだろうと、そこで一蹴される可能性もありますけれども、ただ、こういうような介護士不足に対応するという形では、研修そして資格を取るということは、町としても最大限に努力していかなければいけないという形で、この国家試験の実務経験のある、この希望者の支援体制についてお伺いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 介護福祉士の資格については、あくまでも本人のスキルを高めるためのものでありますが、支援体制については各法人さまざまな方法で対応をしているのが現状です。なお、介護福祉士についてはそれぞれの事業所において、法律で定める基準内の人員が配置されているふうに報告を受けております。これらの福祉施設の資格を新たに取得した職員が、他の職場へ転出するというようなこともあるというふうに伺っておりまして、なかなかこの問題も大変厳しい問題で、その事業所でしっかりと研修なりそういった形で技術を向上すればするほど、また働いている方がよその職場、さらに条件のいい職場に移動するというか、動く可能性も十分にあるわけですので、あくまでもその勤めている職場である程度技術を高めて、そして職場の雰囲気が勤めていて楽しいとか、勤めてよかったというようなそういった環境づくりも必要かというふうに思っておりますので、今後またそういう面につきましても担当者レベルで十分協議していきたいというふうに思っております。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 介護士不足というのは、結果的に新しく入ってきた人たちに柔軟な体制で施しをするというような形にもなってこないわけなのです。自分の働く形だけで精いっぱいでしょうし。ですから、そういうような介護施設の働く状況というのは、本当に介護士、回転することが本当に必要だというし、そして今言われたとおり、もし介護福祉士の資格を取っても、よそへ行くというのはこれは豊頃町だけの問題ではなくて、ほかの町村についても同じことが言えるのです。そうしてまた、よそを見ればよく見えるということで豊頃町からほかへ行く人もいるでしょうし、またほかから豊頃町へ来る人もいるわけですから、そういうような理由は成り立たないというふうに私は思うわけでありませう。

そこでまた、特養等だとかほかの介護施設でも講習等を受けていることだと思えます。やはりその点も把握していくのが行政だと思うのです。それで実務研修では大谷短大等だとか、それから特例の高等学校、そしてその中では実務9カ月程度だとかと、そのようになっておりますけれども、実際の介護の職場で働くためには実務経験が非常に重要視されると思うのです。それで結局横のつながりがないということは、短大を出てきて学習だけで介護の資格を取ってきて、それから実務に入った場合には果たしてそれが即戦力となるかといえ、私はそうは思わないですし、それから特例のところを出てきて9カ月間の講習を受けてきても3年の実習経験積んだ人には立ち向かうことはできないと、そういうふうに考えるところであります。ですから、この養成の施設とともに、介護施設での相互に教え合う関係というのは非常に必要だということをやまず申し述べておきたいと思えます。

4番目になりますけれども、本町の介護事業所で働く介護職員で、介護福祉士の資格希望者等に対する町としての支援体制をお伺いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 現在私どもの介護施設は先ほども申し上げましたとおりでございますけれども、各法人とも事業の運営上、必要となればそれぞれの法人等でみずから対策を図っていくことが肝心でないかというふうに思っております。

町といたしましては、各法人に対する運営費の補助の中からそれぞれそれらにかかる経費についても含まれておりますので、介護福祉士の取得等につきましてはみずから各法人が行っているのが現状でございます。また本町からは社会福祉協議会における介護職員の養成事業として介護職員初任者研修、ヘルパー資格等ですけれども、そういった受講料の全額補助も行っているわけでありまして。

御質問のとおり、私はこの介護される資格を持って働く方は肉体的な労働はもちろんですけれども、やはり資格を幾ら取っても、幾らペーパーテストで資格が入っても、やはり心と心の触れ合いですので、資格が少々ヘルパー程度の資格であっても、やはり真心を込めて接すれば、そういった介護を必要とする方々についてはある程度の満足感が高まるのではないかというふうに思っております。

これからも現場で働く方々については十分、先ほども申し上げましたとおり、行政としての考え方をきちんと述べ、またそれぞれの介護施設についても情報を的確にいただきながら対応をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 今の答弁では町で各福祉団体というのか、社協だとかそれから介護施設に対する援助、そういう形でそういう事業からほかのほうに学ぶ機会を与えてい

るというふうに理解したのですけれども、資格希望者に対する資金援助、町独自の希望者に対する援助というのはないのでしょうか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今行っているのは先ほど申しあげましたように、社会福祉協議会における介護職員の養成事業、つまり介護職員初任者研修というのがヘルパー資格ですけれども、それにかかる受講料の全額を補助しているわけであります。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 介護というのはこれから豊頃町でも高齢化が進んでいるし、ほかの町でも苦勞しているのは介護職員の確保に苦勞していて、他の国からの職員の援助等もというふうに言われておりますけれども、その点も短期的というか、家族の介入は認めないとかいう個人的なものだけにしているところで、そういう形ではなかなか難しいのだらうと思います。それでやはり介護というのは、町独自で常に介護士の資格だとか介護士が町独自で生み出せるような施策が今後とも必要と思われてきます。町でそういうような形をしっかりととられるように要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今、岩井議員の申しあげることについては十分理解できますけれども、昨今の新聞等によりまして、医者資格がなかなか、医師が来ないで資格を取るのにもそれぞれ町によっては資金を出して、条件つきで医師の招聘をしているような状況もあります。特にこの介護の問題についても、資格を取る条件としては、例えば仮に町がそういった財政的支援を行っても、果たして本町に何年いてくれるのかというような形、さらにそういう条件をつければ、またなかなか募集される方もいらっしやらないかもしれませんので、そういった内部のことにつきましては、十分事業所の方々とのような方法で町が支援したら最も効率的ないい形になるか、今後十分検討しながら進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 終わります。

●藤田議長 次の質問に移ります。

通告順番2、2番小笠原茂人議員。

●2番小笠原議員 まず最初に、我が町の新規大型事業に関する計画並びに進捗状況についてでございますが、平成30年度の本町の予算案において、地方紙の報道では抑制型と掲載されておりました。この事業抑制の背景に老朽化した豊頃中学校や消防

署などの建てかえに関する大型事業が控えているためであるとのことですが、一つ目の質問として、まず、豊頃町立学校校舎建築検討委員会における検討内容の進捗状況について町長にお聞きしたかったのですが、さきの教育行政執行方針において、山本教育長より建設後43年を経過する豊頃中学校校舎の建てかえ計画について、本年度の早い時期に検討委員会の結果を踏まえ、建てかえ計画を策定するとの説明がございましたので、この場においては近い将来の中学校校舎建てかえに関する町長の考えと、任期中における建てかえの実現性について町長にお聞きいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 答弁を申し上げます。

ただいまの中学校の建てかえの関係でありますけれども、教育長が申し上げましたとおり、重複しますのでその点については割愛させていただきますけれども、昭和49年に現在の中学校が建ちまして、その後43年経過しております、非常に耐震化、さらには教育現場としての整備学習環境など、非常に老朽化されているのが事実でございます。ただ、小中一貫した学校の教育のあり方について、今それぞれの検討委員会を開いておりますけれども、中学校の隣に小学校がありますけれども、小学校は築まだ27年ぐらいしかたっておりませんので、なかなかその辺の絡み合いもどうしたらいいか考えているところでございます。

今、教育委員会でもそれぞれ年に何回か委員会を開きながら、また他の町村に行つて施設を見ながら調査研究をしているところでございます。

私としては、ある程度、豊頃町立学校校舎等建築検討委員会等の話が進み、実現が早期に可能であれば、財源的なことにつきましては御承知のとおり、ある程度そういった考えで基金を積んでおりますので、対応できるというふうに思っておりますが、まだまだこの問題については委員会、さらには町民の声、学校関係者の人方の声を聞きながら進めていくのであれば、まだ時間を有するのではないかとというふうに考えております。

私の任期の期間中ということでありまして、私もごらんとおりいつまでもやれるわけでもありませんので、できるだけ早目早目に進めて、ある程度の形が収まればまた議会に、委員会に報告しながら御意見をいただき、前向きに取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 ただいま町長のお話を伺いました。

豊頃町立学校校舎等建築検討委員会においても、現在進行形で検討中ということでございますので、答申が出されるまでなかなか見えてこない、うっすら霧の中の豊頃

中学校ということでございましょうか。しかしながら、私ども町議会議員といたしましても、町内で子供を持つ親の立場にある方々にとっても、豊頃町における未来の学校像、新しい学校の姿については興味津々なところがございます。

私ども町議会議員といたしましても、昨年7月6日、7日の日程で総務文教常任委員会において、小中一貫教育の実践校について所管事務調査を実施しております。昨今の学校新設と教育課程、カリキュラムの編成については、今までよりもさらに地域密着型の色が濃い感じがいたしました。

本町として、本年度予算9款教育費、4項社会教育費、1目社会教育総務費において、コミュニティ・スクール設立準備検討委員会の委員の報酬が予算化されております。山本教育長の教育行政執行方針の説明にもありました、コミュニティ・スクール設立準備検討委員会の設置と、平成31年度の導入を目指す理由について、またそれと豊頃中学校の建てかえ計画において、何かしらカリキュラムの上で関連があるのかどうか、新たな学校にとって将来的に必要な制度なのか、町長に伺います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 専門的な内部については、また教育長のほうから御説明申し上げますけれども、本年度30年度においては3回の委員会を開催して、各施設の庁舎等をまた検討する形になっております。私もできるだけそういった形の検討をしていただき、また議会のほうでは町議会総務文教常任委員会からもいただいております御意見も十分参考にしながら、さらには総合教育会議もございますし、これらがある程度固まった段階で、30年度中に町の総合開発計画に取り組んで進めていかなければならないというふうに考えているところでございます。

先ほど言ったコミュニティ・スクールの内容等については、担当者かもしくは教育長に答弁をいただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

●藤田議長 山本教育長。

●山本教育長 ただいま小笠原議員からの御質問の内容でございますが、教育行政執行方針も述べさせていただいたとおり、地方行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が出されまして、コミュニティ・スクール、いわゆる学校運営協議会制度というものが努力義務化されております。報道等にも多数出ておりますが、各町村教育委員会等においては、より開かれた学校情報を町民の皆さんとともに共有し、子供たちの将来に向けた町民総ぐるみの育成環境の整備ということに関して進められております。

本町においてもそういう視点を持ちながら、コミュニティ・スクールの設立に向けて、30年度を検討委員会で練っていただきながら、31年度の開設を目指していく

と。ただ、31年度のスタートラインで全てを目標とするものが達成できるということには限りませんが、コミュニティ・スクールの設立後はまた運営委員会等が継続しながら、よりよい環境整備あるいは地域の力を学校におかりするような方策等を逐次積み上げながら、目標に向かう態勢をつくっていきたいという考えで執行方針に載せさせていただいております。

また、校舎等の建築の関連性ということで申しますと、やはり近年の文部科学省等の学校教育の方針等については、これもまた報道で十分皆さん御承知のとおりかと思いますが、大学の入試制度の改革の問題等々が報じられております。将来日本を背負う人材の育成ということでは、教育に係る施策の転換が文部科学省等で述べられています。そういう意味から考えますと、本町の将来担う子供たち、町としてもそれから道、日本国の全体を見ても人材の育成というのは、非常に重要な内容になっておまして、そういう観点からしますと、現在教育委員会の中では中学校の建てかえの必要性を見たときに、将来を見据えて小中学校の併置校というような形で、より効果的な教育環境を整えるような方向性を目指していきたいという考え方で、現在は教育委員会として進んでいる状況であります。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 ただいま町長から答弁をいただき、また専門的な部分につきましては山本教育長より御意見をいただきました。

私が持っている資料によりますと、コミュニティ・スクール、いわゆる学校運営協議会制度でございますけれども、これは法改正により現在導入設置している公立の学校数は、46都道府県において3,600校となっております。これは平成29年4月1日現在の資料であります。幼稚園で115校、中学校で1,074校、中等教育学校において1校、特別支援学校において21校、小学校において2,300校、義務教育学校24校、高等学校65校で計3,600校。ちなみに北海道においては165校、十勝においては浦幌町4校、上士幌町4校、足寄町1校の導入実績になっているということでございます。我が町といたしましても、このコミュニティ・スクール設立準備検討委員会が予算化されてつくられるということでございますし、新しい学校建設に向けて、また将来に向けていろいろな考え方があると思います。今後教育委員の方々も相当視察等で勉強されているようでございますし、いろいろな研さんの中から、また豊頃スタイルのこういったコミュニティ・スクールのあり方というものも、出てくるのかなというふうに思っておりますけれども。

これは学校建てかえとはちょっと申しわけないのですが、このコミュニティ・スクールについてなのでございますけれども、専門的なことなので教育長にお聞きしたいの

ですけれども、我が町にとって必要な部分ということであれば、やはり地域密着型という形の線が物すごく濃いと思うのですけれども、この部分について、いわゆるもとの田舎の中学校、小学校というのはもともと小中学校でやっていたり、運動会等や何かは地域密着型でやっていたのですけれども、当然大津小学校においても地域密着型で運動会やそれから学習発表会等が開かれている話も聞きます。そういったものについて今後、将来推計されることについて、教育長としてはこのコミュニティ・スクールに相当期待するものがあると思うのですけれども、その考えの一端をちょっと聞かせていただければと思うわけなのですけれども。

●藤田議長 暫時休憩します。

午前10時41分 休憩

午前10時44分 再開

●藤田議長 小笠原議員に申し上げます。質疑に当たっては簡素に要領を得た質疑を行うよう心がけてください。

小笠原議員。

●2番小笠原議員 ただいま山本教育長に私、矛先を向けたわけですがございますけれども、この質問についてはまた次回にさせていただきたいというふうに考えております。

また、学校の建設等にかかわる関係のことについて質問させていただきますけれども、私ども総務文教常任委員会に属する議員といたしましては、去年の所管事務調査を実行した背景には、豊頃中学校校舎の老朽化と建てかえをきっかけとする小中一貫校の検討経過や教育の実践現場の現状を理解することが重要でありました。昨今の建築事情により学校を一棟建てるのも莫大な建設費用がかかります。今後少子高齢化の波が押し寄せてくる我が町にとって、子は町の宝であることに違いないわけではございますけれども、新品の学校と引きかえに大きな財政負担を背負わすことにならないか、20年後の本町の人口推計を見ると心配でならないわけではございます。

本町の基金積み立て状況におきましては、宮口町政4期の財政効果により50億円に近い残高が現在あるわけではございますが、中学校建てかえにかかわる基金の繰入額と地方債の借入等についてのバランスはどのように考えているのか、町長にお聞きいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 学校建設の問題については3者、一つは学校中心にした委員会、もう一つは議会の総務文教常任委員会、さらには行政の総合計画、この3チームが一体となって近代的な教育施設の整備に向かっているわけです。今資金的なことのお尋ねですけれども、私これ当然財政も教育委員会のほうも建築に当たってはそれぞれの補助

金、さらには起債等々がありますので、十分検討しながら、そして身の丈に合った学校、将来にわたって人口動態、いろいろ変化をしていくわけですがけれども、できるだけ教育環境が整い、今の時代に即した建物を建てなければならないというふうに考えております。このことについてもまだ時間がありますので、十分皆さんの意見を聞きながら前向きに検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 ただいまの町長の答弁の中に身の丈に合ったという御発言ございました。できれば私といたしましては、宮口町長の任期中に中学校の建てかえが現実になれば安心できるわけがございますけれども。豊頃町立学校等建築検討委員会の答申結果を踏まえて早期に建築計画が策定できますよう、関係委員方々の御尽力を賜りますとともに、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問に入らせていただきます。

豊頃消防署の老朽化に伴う現在地においての建てかえなのか、移転しての新築なのか、候補地の選定と検討状況について伺ひます。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 現在の消防庁舎につきましては、昭和49年に完成して建築後43年経過して、現代の消防整備等については非常に狭いですし、大変設備そのものも老朽化しておりますので、この問題についても、やはりある程度早目に意見をまとめながら建てていきたいというふうに考えております。ただ、今広域化になりましたけれども、各自治体の消防団におきましては、そこの首長が責任を持ってやっているわけがあります。今後消防庁舎につきましても、私はいろいろな条件があろうかと思ひますが、できるだけ消防庁舎については消防団の方々とも協議しながら、そしてある程度町の形態をも考えながら消防施設を建設したいというふうに思っております。ただこの問題についても全く設計等はしておりませんが、できるだけ早い機会にある程度そういった建設をする組織を立ち上げ、そしてそれなりの条件を十分取り入れた中で取り進めていきたいというふうに考えております。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 消防の事務所、いわゆる消防会館も含めて、やはり昭和40年代に建設されたものでありますから、幾たびかの地震にも遭っておりますし、耐震設計の処理が終わっていたとしても、やはり過ぎ去る日々には耐えられずに老朽化していつてることが現実でございます。

現在の場所は役場庁舎とも近く町の中心地であることから、勤める署員にとっても何かと利便性が高いように思っております。また冬期間においては、ただ半日日陰な

ために、特に出初式等では団員が寒い思いをしておりますし、場所としては、立地条件としてはちょっとどうなのかなというふうにも私思っております。郊外か町なかなのかの議論にはなると思いますが、消防署は町の防災の拠点施設でもありますので、消防団員が参集しやすく、サイレンの聞こえる範囲に多くの町民が居住していることがやはり条件になろうかと思えます。消防署建設の費用についてのことでございますけれども、これもやはり建てかえるとなると、かなりの財政負担になると思うわけでございますけれども、こういうインフラもの、ハード系事業の起債の内訳と基金の繰入額について、町長の考えをお聞きいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 消防庁舎の建てる位置につきましては、先ほども申し上げましたとおり、消防団の方々と、もちろんそういう方々の意見を十分聞きながら最終的には議会の判断になろうかというふうに思っております。私はできるならばこの町の中の適切な場所がいいかなというふうに思っておりますし、なかなか山際で太陽の光線云々ということがありますけれども、逆にこの山を利用して避難をする場でも使えますし、また消防署員の訓練等についても山を背景にして訓練ができるのではないかとこのように思っております。

ただ、広域の関係ですので、広域のほうの事務局とも十分検討しながら前向きに進めていきたいというふうに思っております。

現在消防は御存じのとおり、去年は十勝でも本当に事故の少ない町でありました。ただ、消防の中で一番大変活動しているのは救急車でございますので、救急車の出やすい、そして特に私の町は高齢者が多いものですから、そういった高齢者の住宅等々にも近場なとか、今の町の中であれば十分一刻も早く行くことが可能だというふうに考えておりますので、総合的な災害等も考えながら、総合的な見地から建設をしていきたいというふうに考えているところでございます。

財政的な問題については、これも時代背景によっていろいろ起債等も異なりますが、十分起債を活用しなければ将来にわたって財源負担も出てくる可能性があると思えます。小笠原議員も我が町の財政は詳しく御存じだというふうに思っておりますが、先ほど言いました基金については45億円を超えておりますし、また起債のほうの償還、借金ですけれども、それについても60億円を切っているのかな、金額的には非常にバランスのとれたとか、まだまだ借金をしても体力的には大丈夫かなというふうに思っておりますが、今後これらについても財政担当者と十分協議しながら、将来にわたっての財政負担を少なくするような方法の財源確保に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 今後、少子高齢化によって我が町も人口的にも将来的に厳しいものがあるかと思うわけでございまして、いわゆるハード面のインフラものについては、今後やはり財政負担的なものが色濃いものになってくるかというふうに考えてございます。宮口町長がこの4期中に蓄財された基金をこういったものに充当することによって、かなりそういったものも緩和できるのではないかなというふうに思っております。消防署や中学校校舎など本町にとって、重要な施設の大型工事も今後控えているわけですが、茂岩高台にある特別養護老人ホームも施設としてはかなり老朽化してきておりますし、公共下水道事業においても老朽化したところから順次更新していく必要があります、今後ともお金のかかる事業が本町においても出てくるばかりでございます。

備えてきた貯金をどのように町のため、町民のために生かすのか。地方創生事業も含め、町長の今後の事業展開に注目をしている町民も多く、今後とも士気の高い事業展開をよろしくお願い申し上げて、このたびの一般質問を終了させていただきます。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 大変ありがとうございました。実は基金はそれぞれ頑張って持っておりますけれども、決してこれ私の力でためたわけではありません。やはり今まで先代の町長がインフラ整備をきちんとやってきたおかげで、残された事業だけのために基金を積んでおりますので、今後十分検討しながら頑張っていきたいというふうに考えています。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。終わります。

●藤田議長 11時10分まで休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き会議を進めます。

一般質問を続けます。

通告順番3、7番大崎英樹議員。

●7番大崎議員 通告しておりました質問内容については1項目であります。

まず最初に、宮口町政第4期目におけるまちづくり、10年を目途としてというふうになっていますが、これは何を意味しているかという、第4期総合計画、これについての後期の段階が平成27年から32年という、この後半についての内容という

意味です。従来はまちづくりの総合計画については平成22年から32年までというところで10年間、正直言うと11年の計画が発表されているわけであります。その後半という意味で、ちょうど改選になってからの期間がターゲットとしてはそこに位置づけしているという捉え方をさせていただきますと、非常にわかりいいかなというふうに思います。

今回3月6日の執行方針のときに、全てを宮口町長は述べられているわけであります。その中で、特に重要なところを今年度の予算に絡めてどのように、これは重複するかもしれませんが、どのような位置づけをこの4期に視点を合わせているのか。あるいは将来の町の経過の中から今後の10年、50年を見据えた布石というものが本当にここであるのかどうなのかというところを期待している執行方針と私は捉えておりました。その件についてのまず最初に、本年度の政策と予算の関連ということから、今申し上げましたように重複するかもしれませんが、お聞きしたいと、このように思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 答弁を申し上げます。

私は我が町のまちづくりについては、やはり将来を見据えたまちづくりをしなければならぬということは常々考えております。特に長期的な展望に立って、そういったあらゆる計画を立てるのが通常どこの自治体も同じかと思っております。大体、おおむね10年間を計画期間としてマスタープランを策定し、まちづくりに取り組んできたところでございます。

私の町におきましても、第4次豊頃町まちづくり総合計画を策定し、先ほど御質問のとおり平成22年から32年までの期間を一区切りとして現在進めているところでございます。本年度も町政執行方針でも申し上げましたとおり、本町の基幹産業の基盤整備はこれまで同様頑張っていかなければならないと思っているし、また地域経済の活性化、さらには生活環境の整備や福祉・子育て支援、教育環境の整備、移住定住など、それぞれの施策に取り組んでおりますけれども、特にハードにつきましては、何といたってもある程度長いスパンでなければ達成しないわけであります。特に今、国の事業であります地方創生事業が導入され、その地方創生事業にのっとり私の町もそれぞれの対応をしているところでございます。

これからも派手さはございませんけれども、町民が何といたってもこの町に住んでよかったという、そういう気持ちで日暮らしをしていただくこと。さらにはいつも私が思っておりますけれども、小さな町だからできること、小さな町だからしなければならないことを常に念頭に置きながら、やはり報徳の町ですので、お互いの立場を理解しながらまちづくりを進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 関連することでいろいろとお聞きしたいことがあるのですが、時間の制限もございます。かいつまんで二、三点についてお聞きしたいのと、それから今後それに関連した一つの町の姿といいますか、スタイルといいますか、そういうものを含めた考え方について、重点的にちょっとお聞きしたいものがございます。それは何かといいますと、今町長は先ほどもそうでしたが、小さな町には小さな魅力があると。小さな町であれば小規模の中のそのまちづくりというものを標榜しようと、こういうような考えを今述べられたと思うのです。先ほどの前段の一般質問者の中で、身の丈でというのが町長のフレーズになっているわけです。この身の丈というのは、決して悪い意味ではありません。しかし、その中で小ぢんまりとしたという捉え方が将来の本町のまちづくりと町の姿というものがどうなのかというところで、次のような数字で私なりに想定しているものがあるのです。

それは何かというと、先ほどの第4次総合計画の中に2020年、2040年の人口研究センターといいますか、そういうところの機関で述べている、これは既にアンケートが企画のほうから出ているものがありました。これに基づく、人口問題研究所の資料、これは推移です。こういうその20年、40年というスパンでは政策的に本当に的確に状況判断し、捉えていけるのだろうかというところを危惧しておりました。したがってこれについて反論もいただきたいのですが、20年でなくて10年という、このまちづくりのこういう計画があるわけですが、私が考えている今までの15年、20年のこの状況を見ていると、2030年にはあと10年くらいだと思いますが、今の3,197名の人口は絶対にこれは減少する。私なりに根拠あります。根拠ありますが、数字が2,533人、10年後です。3,000人は完全に切るというような数字を私なりに捉えております。それは何かというと、年間の自然減と経済減で、年間50人から60人減少しています、本町は。そういう推移を一応捉えて、私は今話したのですが、こういう中における現象減と、逆に高齢社会というものを視点として、今後のまちづくりというのは捉えていくべきでないかなという考えしています。これについてのまず町長のお考えをお聞きしたいと思います。

反問権も当然本町の議会運営の中ではあるわけであります。ですからそういう意味で、投げかけたものについては投げさせていただきたいという、この建設的な議論をしてみたいと、こういうふうに思います。お考えをいただきたいと思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今将来にわたっての町のプランですけれども、どのようなプランでもやはり人口の増減が何といても最大の課題になるというふうに思っております。ただ

いま御指摘のとおり、今3,000人を切るか切らないかの形ですけれども、自然増でいけば明らかに出生する方よりも亡くなる方が倍以上、3倍4倍ぐらいがなってきますから、今御指摘のとおり10年後2,500人前後というのは、これはほとんど間違いない数字かなというふうに思っております。ただ、過日の新聞にも載っておりますが我が町の定住移住については、十勝でも珍しく全く上位で、数は少ないのですけれども、それだけ各担当課が、職員が努力を重ね、豊頃町のよさを地方に発信しているという形で、これからもこういった事業については積極的に頑張っていかなければならない。

もう一つ、非常に基幹産業である農業が私の町は非常に力強い。一定の減まで行きますと私は農業なんていうのはとまって、逆にまたふえてくる可能性も、戸数は少ないですけれども、その一戸一戸の中で働く方の数が多くなってきますので、そういった形もふえてくるのではないかというふうに思っております。

そういった意味では人口が何といても大切だし、人口の増減によっては我が町の財政の骨幹をなす交付税も左右されますので、それはできるだけ努力して人口を減少をとめるか、もしくは減少率を鈍くするか、そういった作業があろうかというふうに思っております。

ただ、これからはだんだんだんだん時代が変わってきますと、建物等のハード事業もしかりですけれども、これらも人口に応じて、学校も消防もですけれども見直しをしなくてはならない。あくまでもやはり根底には、人口が入ってくるというような形であります。ただ、少なくなりますけれども、また一人一人が豊かな気持ちで生活することも必要ですので、そういったソフト事業のほうについても努力をしていかなければならないというふうに考えているところです。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 見通しとしては、これだという決定打はないのですね。やはり今までの本町の町の推移を見ていると、特効薬というのは何だというところを捉えると、これはやはり非常に難しい状況にあるなど。そういうような状況になっているわけです。

今回、新年度予算が一般会計が44億2,500万円です。それから特別会計が16億9,000万円くらいですね。9,932万円ですか。全体合わせて61億2,432万円という数字なのです。これで3期目の宮口町政と、4期目の宮口町政のそのまちづくりの意欲とか、あるいは新しい事業というものについて、何があるのかという検証もされているわけでありまして。町長みずからがバランスのとれた予算という表現をしています。これは一般的に総花主義ということに置きかえられる危険性がある

わけです。全てに網羅した予算ですよということは、よくもとられるが逆に消極的な内容かというふうにとられるのが世の常なのです。

そこでお聞きしたいのは、私はこれは自信を持って本町の今後の見通しについてはあるというふうに捉えています。それは豊頃だから、この町だから、この町の特性と自然環境と立地条件で来れる企業があるということ、私は証明してきました。自分でも企業を起こされました。これはみずから起こすのではなくて起こされたのです。誘致したから、お前の会社つくれということであります。大変な借金しました。もっと他の資金からは茂岩山の、これだって税金が相当確保できていると思います。だからこの町の特性と立地条件の企業を誘致するということが、本来は私から言うと非常に各課も努力していますが、まだまだまだまだそういうような資源はあるということを感じます。

その件について、今後の町の元気さと財政を少しでもフォローできるためには、やはり相対的な努力で、本町に企業を誘致すべきだという機関をぜひとも構築して、体制づくりはどうかということについては町長のお考えをお聞きしたいなど、こう思っています。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 私、過去にも先輩方々が企業誘致を進め、いろいろな形で挑戦し、時には成功された例もありますし、時にはなかなか成功されない、どうしても住む方々の環境整備が私の町は他の町から見れば少し少ない、おくらしているかなというふうに思っております。

今、企業誘致の話ですけれども、我が町の条件に合うようなお話がもし情報が入れば、これは町としても積極的にそういったほうに進めたいというふうに思っておりますが、今現在手がけている企業誘致でないけれども、手がけております基幹産業の、例えば大津の漁業の港の整備もようやく10年目を迎えて完成をするわけでありまして。これらについてもやはり、さきの先輩たちの努力が今やっと実を結ぶ、本当にすばらしい町そのものが変わって見えるぐらいに立派な形になってきておりますし、農業のほうにおかれましても、過日竣工式がありました種芋の貯蔵庫にも約7億円近い金を投資をしながら、お互いに行政と農協が一緒になって頑張っております。また、本年は酪農関係の環境整備のために、今整備着々としておりますけれども、これもバイオマスプラントの設計を一日も早く実施しなければ酪農家に対する環境整備がなかなか進まない。いずれにしても企業誘致も大事ですけれども、今手をかけている事業一つ一つ早く解決することが大切ではないかというふうに思っております。

私の町の人口から言って四十四、五億円から50億円が限度でございます。ただ年度によっては大きな事業が入れば一時的にふえるかもしれませんが、大体将来

にわたって45億円、50億円近くが通常の予算のベースであります。ですから大きな事業をやって起債を起こせば、また何年かは事業をとめて起債の償還に回るような形になります。

いずれにしても、一人の町長で町が起こせるものでありません。これはやっぱり、何代かの町長と町民が一つになって頑張るような形になろうかと思えます。これから、今大崎議員がおっしゃるように、そういった企業誘致で我が町の立地条件に合ったものがあれば、積極的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 今後、努力目標が定まってくると思えます。そのときにはぜひとも全力を傾注してお願いしたいというふうに思えます。

それと関連して、業種業態は違います。違いますが、実績ができたではありませんか、本町は。なぜかという、観光資源の掘り起こしができたということで、この2年で。一般的には見向きもしないというか、余り関心がなかった。一部の写真家だけが享受していた。ところが、この2年間の間に観光大使のおかげで、瞬間的なアピールができた。これは世界にも、行政報告でありましたように、豊頃を売り込んだのです。3年前には気がつかないのです。豊頃ならではでないですか。豊頃でなければできないのです、これは。大津港のところで。これに自信を持ってやはり進めたという、今あのポスターが東京では大変な人気だということを感じています。あるいは札幌でもそうです。十勝圏は皆さんこれで認知されたでしょう。この実績と自信をやはり我々は持つべきだと。

それで提案します。町長に既に御挨拶来ています。二宮尊親のおじいさんの尊徳の映画がことしてできます。「地上の星」という題名です。町長は台本を持っています。監督は五十嵐匠という監督です。ここの目標、観光はジュエリーアイスのほかに二宮尊徳です。私どもの町は誇りを持っているわけです。ましてや町長の執行方針の中に報徳のおしえ、以德報徳、至誠実行があります。これはぜひとも、この機会に豊頃あるいは14か17の関連する二宮尊徳のそのいわれといいますか、御縁のある全国でまちがあります。これ一体になって今進めていると思えます。町長は200万円、映画について予算をつけてくれました。そういうことにおける私は観光資源というのはまだあるというところの自信を持つべきだと。私は前々からそういう意味で二宮尊親の新和町にある放光寺の手前の写真板があります。全くあれは二宮尊親の居住ではないですか。これをぜひとも町長に観光資源の発掘ということで、これに復興してもらいたいという考えはいかがかということをお聞きします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 ただいまの件ですけれども、一つ観光資源の見直しというか、素晴らしい観光資源が我が町に誕生したわけです。これも我が町の出身者の写真家の方が全国的に広めていただいたおかげで、決してこれもやはりみんなの力が一つになってこういう形になり、さらに海岸に来る人たちを本当に忙しい中大津の方々がテントを張りながら、また大したもうからないけれども、みんなのためにということでやってくれた。一つ一つがやはり町民の輪の結晶だというふうに思っております。

また映画の「地上の星」につきましても、直接二宮尊親さんと、金次郎さんとの私の所とかかわりありませんけれども、孫の方とのかかわりで感銘し、また報徳のおしえを私は継ぐ町としてしっかりと今までもやっていただきました。

いずれにいたしましても、どの事業にいたしましても過去にそういう基礎があるからできるものであって、決して降って湧いたものではないかというふうに思っております。これからも、先ほど言われた企業誘致の問題も、やはり本町の条件を整えば、当然そういった方が来る可能性もあろうかというふうに思っております。

これから私もいろいろな形で、そういったものを職員一同となつて努力してまいりますけれども、まだまだ知らざる観光資源が我が町にあるかもしれませんので、そういうことも念頭に置きながら頑張っていきたいというふうに思っております。

また二宮尊親住居跡、今番地は何番地かわかりませんが、放光寺の近くですので、いま一度また関係者とそちらのほうも調査いたしまして、行政としてどのぐらいのことができるか、努力していきたいというふうに考えています。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 答弁の時間と私の質問の時間で、40分しか考えていなかったのですが、最後にお聞きします。

アンケートをいただきました。私はもう既にいただいて次の日出しましたが、これについてのアンケートの居住、それから町外に行かれる方のいわゆる商品券支給、これらについて私は非常に功を奏したと思います。これの結果というのは、私は「大変よかった」「よかった」が多いのです。これについての内容も条件です、条件。新築を計画している、中古をリニューアルする人、あるいはこれについての町外に勤務する人、全てできているのですね。これが先ほどの町長の我が町から転入者が少なくなかった。逆に多いのですね。2人も多いのです。貴重な人口です。これは道内の約100ちょっと切れるのですが、正式に言うと67ですか。町村の中で28番ですよ、豊頃。ということで実績が出てきているのですね。これを、この条件は非常に最初の段階でよかったから皆さんこれについて採用されて、制度を使っていると思います。この件についてもう一言、町長に答弁いただきたいのですが。

これの中身をもう一度精査して、よりましな条件ができるかどうか。これは補正組

んでも私は十分いいと思いますが、そういうことが一つと、それからもう一つは、商工会そのものの停滞というのは、私は失礼な話ですが会員でありながらこのようなことは言いたくありませんが、やはり商工会というものは余りにも行政に頼りすぎている。したがって商工会の小規模の中の組合、協同組合というか、商店の協同組合化。こういうものはもう、先端を切ってやり始めている町村もあるのです。こういう小規模な小さな町における商店街というものはいかにして個々人の事業ではなくて、そういうものの協同組合方式というのは町長も勉強していると思います。今まで何回か議論していますから。そういう考えはどうかというこの2点だけちょっとお聞きして、私の質問を終わりたいと思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 一つはアンケートの件ですけれども、アンケートの件についてもそれぞれ企画担当課が心の通った中身を皆さん方に問いただすために出したと思います。これらについても後でゆっくり分析しながら、どういう形でまたそれを生かしていくかということで努めていきたいというふうに思っております。

また商工会の場合については、農業協同組合や漁業協同組合と違って商工会という組織はあるけれども、中は御存知のとおり個人個人の集合なものですから、行政としても何か大きな事業で取り組んで、それに助成するという事はなかなかできづらい組織になっております。これで今言ったとおり協同組合等々であれば、それなりの国なり道なりまたは町村単独でも御支援できますけれども、大変そういった面では私は商工会の方がパイがあってそのパイを利用しないのなら別にいいけれども、人口そのものが少ない、そうしてこれだけ交通機関が帯広やほかの町に出る機会が多いとなれば、商工会で働いて店を張るということはいかに大変かということを感じております。これからも商工会に対しては別な角度で支援していきたいというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 長い時間質問させていただきました。ありがとうございました。これをもって終わりたいと思います。

●藤田議長 これで一般質問を終わります。

◎ 発議第1号

●藤田議長 日程第5 発議第1号豊頃町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

7番大崎英樹議員。

●7番大崎議員 発議第1号。提出者、豊頃町議会議員大崎英樹。賛成者、豊頃町議会議員坂口尚示、同上中村純也、同上相澤昌幸。

豊頃町議会委員会条例の一部改正について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提出の理由。

豊頃町課設置条例（平成17年条例第22号）が改正されたことに伴い、条例中の関係規定を改正するものである。

豊頃町議会委員会条例の一部を改正する条例。

豊頃町議会委員会条例（昭和62年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号アを次のように改める。

ア、総務、企画、住民（地籍に関するものを除く。）、産業（町有林に関するものに限る。）及び施設（町営住宅に関するものに限る。）の各課並びに出納係の所管事務に関する事。

第2条第2号アを次のように改める。

ア、住民（地籍に関するものに限る。）、福祉、子育て支援所、産業（町有林に関するものを除く。）、商工観光及び施設（町営住宅に関するものを除く。）の各課の所管事務に関する事。

附則。

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（討論なし）

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、発議第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありますか。

（異議なし）

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

◎ 発議第 2 号

●藤田議長 日程第 6 発議第 2 号高レベル放射性廃棄物の最終処分場の受け入れを拒否する決議の件についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

1 番中村純也議員。

● 1 番中村議員 発議第 2 号。提出者、豊頃町議会議員中村純也。賛成者、豊頃町議会議員小笠原茂人、同上大崎英樹、同上岩井明。

高レベル放射性廃棄物の最終処分場の受け入れを拒否する決議の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

高レベル放射性廃棄物の最終処分場の受け入れを拒否する決議。

原発の使用済み核燃料からウランやプルトニウムを取り出す再処理の過程で出る放射能の極めて強い廃液である高レベル放射性廃棄物の地層処分を研究している幌延町の深地層研究センターをめぐることは、誘致にあたり、北海道は「放射性廃棄物の持込みは慎重に対処すべきであり、受け入れがたい」との条例（いわゆる「核抜き条例」）を制定し、北海道および幌延町、日本原子力研究開発機構（旧核燃機構）は「研究のみ」として、「放射性廃棄物や放射性物質を持ち込まないし使用しない」「研究終了後は埋め戻す」「将来とも最終処分場としない」との協定（いわゆる「三者協定」）を締結している。

政府は平成 29 年 7 月 28 日、高レベル放射性廃棄物の最終処分場に適した地域を示した「科学的特性マップ」を公表した。これによれば、火山や活断層が周囲になく海岸から近い、処分場の候補地となり得る「最適地（輸送面でも好ましい地域）」は、北海道において 86 市町村に及び豊頃町も該当している。

政府は、「最適地」を重点に住民向けの説明会を開始し、今後、複数の自治体に対し処分場選定に向けた第 1 段階の「文献調査」を申し入れるとしている。

原子力発電は、放射性廃棄物の最終処分方法を確立しないまま強引にすすめられ、高レベル放射性廃棄物の最終処分は、地下 300 メートルより深い地層に埋める「地層処分」を行うとしているが、複数の巨大プレートがある地震多発国の日本において、「10 万年間の監視が必要な核廃棄物を安全に保管できるのか」といった疑問が解消されずにすすめられている。

よって、豊頃町においては、北海道の「核抜き条例」に基づき、高レベル放射性廃棄物の最終処分場は受け入れないことを決議する。

以上、決議する。

平成 30 年 3 月 13 日、豊頃町議会。

以上。

- 藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 藤田議長 討論なしと認めます。

これから、発議第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第1号

- 藤田議長 日程第7 意見書案第1号地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

1 番中村純也議員。

- 1 番中村議員 意見書案第1号。提出者、豊頃町議会議員中村純也。賛成者、豊頃町議会議員小笠原茂人、同人大崎英樹、同上岩井明。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書。

2016年に実施した総務省調査によると、自治体で働く臨時・非常勤職員は全国で約64万人とされ、いまや自治体職員の3人に1人が臨時・非常勤職員である。職種は行政事務職のほか保育士、調理員、運転手、各種相談員など多岐にわたっている。また、その多くの職員が、恒常的業務に就いており、地方行政の重要な担い手となっている。

2017年5月11日、地方公務員法及び地方自治法の一部改正法が成立した。

新たな一般職非常勤職員である「会計年度任用職員」は、非常勤職員を法的に位置

づけるとともに、職務給の原則に基づき、常勤職員との均等待遇を求めている。

各自治体においては、2020年4月の法施行に向けて、任用実態の調査、把握、関係条例・規則等の制定、新たな予算の確保など、直ちに着手しなければならない業務が多くあり、対応への準備が懸念される。

については、行政サービスの質の確保、臨時・非常勤職員の待遇改善及び雇用安定の観点から、次のことが措置されるよう強く要望する。

記。

1、地方公務員法及び地方自治法の一部改正について、改めて制度変更について各自治体に対し周知徹底するとともに、実態の把握に向けて必要な調査等を行うこと。

2、新たな一般職非常勤職員制度によって必要となる財源については、地方財政計画に反映させるなど、その確保を確実にすること。その際、自治体が運営する地方公営企業や地方独立行政法人に雇用される職員もその対象とすること。

3、一般職非常勤職員への移行にあたっては、現に任用されている臨時・非常勤等職員の雇用確保及び労働条件を維持するよう、各自治体に対し適切な助言を行うこと。また、人材確保及び雇用の安定の観点から、引き続き検討を行うこと。

4、非正規労働者の格差是正を求める「同一労働同一賃金」の法改正の動向を踏まえ、パートタイム労働法の趣旨を一般職非常勤職員に適用させるよう、更なる地方自治法の改正を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議員の派遣

- 藤田議長 日程第8 議員の派遣の件を議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付のとおりです。

職員に文書を朗読させます。

中川事務局長。

- 中川事務局長 議員派遣の件。

次のとおり、議員を派遣するものとする。

記。

1、町議会議員研修会。

目的、議会の活性化に資するため。

派遣期日、平成30年3月28日、水曜日。

派遣場所、豊頃町。

派遣議員、全議員。

2、道外視察研修及び合同所管事務調査

目的、姉妹都市相馬市の震災復興のまちづくり及び掛川市における互産互生の取組状況調査のため。

派遣期日、平成30年4月17日、火曜日から同月20日、金曜日。

派遣場所、福島県相馬市、静岡県掛川市。

派遣議員、全議員。

以上です。

- 藤田議長 お諮りします。

ただいま事務局長が朗読しましたとおり、それぞれ議員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 藤田議長 異議なしと認めます。

なお、この際、お諮りします。

ただいま議決した事項について、諸般の事情により変更する場合には、議長に一任願いたいと思います。御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、ただいま事務局長が朗読しましたとおり、それぞれ議員を派遣することに決定しました。

◎ 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出

●藤田議長 日程第9 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出の件を議題とします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長及び産業厚生常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長及び産業厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査とすることに決定しました。

◎ 会期中の閉会

●藤田議長 日程第10 会期中の閉会の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

◎ 閉議宣告

●藤田議長 これで、本日の会議を閉じます。

◎ 閉会宣告

●藤田議長 これをもって、平成30年第1回豊頃町議会定例会を閉会します。

午前11時58分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員